

医療材料マネジメント研究会規約

第一条（名称、事務局）本会は「医療材料マネジメント研究会」と称し、国際医療福祉総合研究所内に本会の事務局をおく。

第二条（目的）本会は以下の目的のもとに設置する。

- 1 医療機関における医療材料のマネジメントの適正化を図ること
- 2 医療材料マネジメントに関する調査研究を行うこと
- 3 医療材料マネジメントに関わる人材育成を行うこと
- 3 医療材料マネジメントに関する情報の標準化を行うこと
- 4 医療材料マネジメントに関する教育啓蒙活動を行うこと

第三条（構成）この本会は次に掲げる者をもって構成する。

- 1 医療機関における医療資材のマネジメントに関わる者
- 2 医療材料の製造、販売、流通に係る企業、団体等の関係者
- 3 医療材料を研究する研究者
- 4 その他医療材料に関心をもつ者

第四条（事業）本会は第二条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1 医療施設における医療材料マネジメントに関する調査研究
- 2 医療材料に関する専門家（「医療材料エキスパート（仮称）」）の養成
- 3 医療材料マネジメントに関するシンポジウム・セミナー等の企画
- 4 医療材料のサプライチェーンマネジメント、市場動向等に関する調査研究
- 5 研究会会報の発行
- 6 その他、医療材料に係ることで研究会の認める事項

第五条（幹事、幹事会）以下の研究会幹事と幹事会をおく。幹事任期は2年とする。

- 1 研究会代表幹事1名、幹事若干名、事務局長1名、監事1名、顧問若干名
- 2 幹事により構成される幹事会を年1回以上開催する。

第六条（総会規定）

- 1 総会は年1回以上開催する。
- 2 必要に応じて幹事会は臨時総会を開くことができる。
- 3 総会において、役員を選出、会計報告、その他、必要に応じて規約改正などを行う。
- 4 議決は出席者の過半数をもって成立する。

第七条（会員規定）

（一般会員）

- 1 医療材料マネジメント研究会の趣旨に賛同し、幹事会が認めたものを一般会員として登録する。
- 2 会費は研究会が指定するシンポジウム・セミナー・学会への参加費を持って会費とする

（賛助会員）

- 1 医療材料マネジメント研究会の趣旨に賛同し、幹事会が認め、さらに賛助会費を納入した団体、企業を登録することができる。